

森鷗外と仏教

—— 亀井茲監を中心に ——

岩谷泰之

一、養老館

鷗外森林太郎は文久二年（一八六二）一月十九日（陽曆一月十七日）に石見国津和野城下町田村横堀（現、島根県鹿足郡津和野町田）に、津和野藩主亀井家典医の森静男と峰子の長男として生まれた。¹⁾ 鷗外は明治五年（一九七二）六月に上京するまで約十年間を津和野の地で過ごした。鷗外研究においてはそのことが鷗外にとって重要なことであつたと考えられている。小堀桂一郎氏は次のように述べている。²⁾

津和野に触れて語つてゐる記録が殆ど無いために、本人が故郷の藩の空気からどの様な影響を受けてゐたか、その自覚の内実は後生の人々の推測によつて考へるしかなかつた。その作業は鷗外の伝記作者達によつて既に十分に成し遂げられてをり、結果として津和野といふ土地の精神的風土と鷗外森林太郎の思想形成との間には深い因果関係が認められる、との見解が定着している。

以上のように鷗外研究において、鷗外の「思想形成」には津和野の「精神的風土」が深く影響を及ぼしていると考へられているのである。その一つが藩校・養老館である。山崎國紀氏は次のように述べている。³⁾

森鷗外の精神を考えていく上で、鷗外・林太郎少年が学んだ津和野藩校の精神を無視することは出来ない。(略)
 十一歳でこの狭隘な谷間を出て上京するまで、林太郎少年の柔軟な精神は確実にこの津和野藩学の中にあつた。
 このことを討究することは鷗外研究の中で重要な意味をもつことは言うまでもない。(略)

津和野藩は、亀井家九代藩主矩賢によって天明六年に藩校養老館を創設した。一七〇〇年代の後半と言えば、日本のルネサンスとも言うべき時期にきていたが当時他の相応の小藩からすればこの藩校の創設はきわめて画期的なことであつた。なかでも、この養老館を名実ともに充実、発展させたのは最後の藩主となつた十二代茲監であつた。英明な名君であつたと言われている茲監は、従来の学科の中に、さらに「蘭医科」を置き、その藩学の精神の中核として従来からの儒学に代え「国学」を据えたのである。

このように鷗外の父・静男が仕えた十二代藩主・亀井茲監(一八二五—一八八五)は養老館に「蘭医学」と「国学」を導入したという。このことについて山崎一穎氏は次のように述べている。⁴⁾

この国学奨励と蘭医学新設という改革方針は、明治政府が諸外国に対してとつた欧化政策の精神、いわゆる「和魂洋才」の先進的実践例として特筆すべきで、藩主茲監の時局判断に対する先見性が窺える。ここに他藩の藩校に見られない養老館の特徴がある。

このように茲監の行つた養老館の改革は後に明治政府の取つた欧化政策の「先進的実践例」として特筆すべきであるという。茲監の津和野藩における政策が明治政府を先行する形となるのはこのことばかりでは無いのだがそのことについては後で詳しく述べたい。

鷗外はこのような先進的な藩校で学んだのであるが、入学は明治二年(一八六九)、七歳の時である。山崎一穎氏は鷗外が養老館で学んだことについて次のように述べている。⁵⁾

鷗外は養老館の漢学の〈素読書順〉に従つて、「孝経 大学 中庸 論語 孟子 易経 詩経 書経 礼記
 春秋 左伝 国語 史記 漢書」を白文で学んでいく。明治二年(一八六九)七歳で四書、八歳で五経の素読を

受けた。春秋の試験で成績優秀者の褒賞に、明治二年四書正文、三年（一八七〇）に四書集注を与えられた。

このように鷗外は養老館でまず四書五経を教わり、入学した年、翌年と成績優秀者に選ばれ、四書の正本と注釈書を与えられたという。この時の様子を明治四年に生まれた妹の喜美子は、伝え聞いたことを次のように書き記している。⁶⁾

ひと曰、養老館に試みありて、塾長を初め、さるべき人々残りなく集へり。そのいと晴れがましき席にて、兄君、年幼なきに、むつかしき事をいみじく読みぬとて、褒状に添へて唐本一帙を賜りぬ。けなげなる顔して帰るこし子を見るにも、祖父君ましまさばと誰も切に思ふ。やがて祖母君は神棚に御燈明を奉り給ふ。嬉しきにつけて悲しきにつけて深く感じ給ふ時の習はしなりき。昔は禅宗なりしかど、藩の殿の神祭に改め給へる時より家中みな同じくなりぬ。

以上のように喜美子は、鷗外が成績優秀者として認められた時の森家の様子を記している。ここでは森家が元々は禅宗であったが藩主に伴つて神道に改めたことも伝えられているのだが、このことについてはまた後述したい。

鷗外はこのように入学してすぐに養老館で優秀な成績を収めている。しかし鷗外は養老館に入学する以前から『論語』『孟子』を学んでいた。松島弘氏は次のように述べている。⁷⁾

鷗外は養老館入学以前、六歳の時に養老館教授、村田美実から論語の素語を受け、七歳になると自宅から一キ口ばかりはなれた町の中心部にある米原綱善（娘・思津子は鷗外の弟潤三郎の夫人）の自宅に通い孟子を学んでいた。

このように鷗外は養老館に入る以前から漢学を学んでいた。しかし廃藩置県に伴い津和野は明治四年（一八七二）に隣の浜田県へ併合され、養老館は明治五年（一八七二）に廃校となった。⁸⁾また廃校の年に鷗外は上京した。そのため、養老館の特色であった「蘭医学」「国学」の授業を受けることはなかった。だが入学前に学んだ漢学のように、鷗外は蘭学を養老館で学ぶ以前から教わっていた。山崎一穎氏によれば以下の通りである。⁹⁾

養老館で漢学を学ぶ傍ら、明治三年（一八七〇）十一月、八歳にして父静男から和蘭語を学び、箕作阮甫翻刻（天

保十三年壬寅九月刊)『和蘭文典 前編』(GRANATICA)の指導を受けた。(略)明治四年(一八七二)夏から津和野蘭医学の祖、室柳仙(号は花樹齋、侍医)の孫で侍医、養老館教授の室良悦(のち、研)について、箕作阮甫蔵板(嘉永元年戊申九月刊)の『和蘭文典後編 成句論』(SYNTAXIS)の個人授業を受けている。

このように鷗外は養老館で「蘭医学」を学ぶことはなかったが父親や養老館教授から和蘭語を学んでいた。

また「国学」については鷗外が何をどのように学んだということは伝えられていないようであるが、鈴木満氏は現在の東京大学医学部時代における同級生の回想で鷗外が「国学に達し」ていたことについて触れている。¹⁰それは緒方収二郎の以下のものである。¹¹

森君は当時国学に達し、和歌も作り、独逸語も達者で、これが十四歳の少年とは思われぬ程でしたが、漢文にかけては小池君に及ばなかつた。

養老館で「国学」の授業を学ぶ事は無かつた鷗外だが、このような証言からその知識を有していたことがうかがえる。先に述べたように、鷗外の妹・喜美子によれば茲監に従つて森家も神道に改めた。そのような茲監と森家の関係は上京後も続くのである。喜美子は上京後の父と茲監の様子を次のように記している。¹²

父君は日毎に藩主の御殿に上がりてご機嫌を伺ひ、家職の人々の病あるを診察し、また病と云ふ程ならずとも、病に罹らぬやう誰れ彼れに注意し、午頃に帰り来て、家待つ患者を見給ふが常なり。雪ふかき朝など、殿の、雪見に行かんいざなど仰せらるれば、やがて共に馬車きしらせ、隅田川に臨める八百松の静かなる座敷にて、心ゆくまで打眺め、昼したためて帰り給ふ事あり。若きより茶を嗜み給へば立ち居正しく、殿は酒を用ひ給はねば、杯を手にせぬ父君こそよき相手なりけめ。み供する日は必ず葉籠を携へ給ひき。

このように鷗外の父・静男は毎日午前中は茲監の体調をうかがい、午後は自らの病院にやってくる患者を診て、茲監と一緒に出かけお茶を飲むこともあったという。さらに山崎國紀氏によれば上京後は「向島須崎村小梅の亀井家下郎に入ったが、しばらくの後、向島小梅村八十七番地に落ち着いた」という。¹³これらのことから上京後、父・静男と茲監

との関係は近いものであり、静男や茲監本人から「国学」への興味を持ち、鷗外は自ら学んだのではないだろうか。

二、津和野本学

それでは茲監が養老館において重視した「国学」とはどのようなものであったのだろうか。

加藤隆久氏は「石見国津和野の国学に影響を及ぼしたのは何と云っても出雲の国学者達である」とし、本居宣長のもとで修行をした千家俊信が津和野の岡熊臣（二七八三—一八五一）に「国学を指導した先達」であると述べている。さらに加藤氏は岡熊臣が養老館の学則を制定したのだと次のように述べている。⁽¹⁴⁾

養老館の特筆すべきことは、他藩と異なり、儒学・医学・数学・兵学等の外に、後年国学部を新設し、国学を諸学の首位に置いたことである。これは国学思想の旺盛な藩主亀井茲監の英断に基づくもので他藩には見られぬ所であった。しかも茲監が、この国学教師に当時藩の内外に神道思想を鼓吹していた富長山八幡宮祠官、岡熊臣を抜擢し、嘉永二年に養老館の学則を撰ばしめた。爾来、これを養老館の講堂に掲げ、全館塾生の教育の指針とし、その結果、これが津和野における教育の一大根本精神ともなったのである。

このように鷗外が生まれる十三年前の嘉永二年（一八四九）に養老館の学則が岡熊臣によって定められたという。その学則は第三則までであるが加藤氏は「全学則を要約すれば、第一則に尽きる」と述べている。⁽¹⁵⁾ 学則は松島弘『藩校養老館』に句読点等が付され全文が掲げられているが、ここでは加藤氏が重要だと言う第一則のみ引用する。⁽¹⁶⁾

道は、天皇の、天下を治め給ふ、大道にして、開闢以来地に墜ちず。人物の、因て立つところにして、今日万機、即ち其道なり。古語に曰。惟神とは神の道に随うも、またおのづから、神の道あるをいふなり、亦曰く。天皇は、古道に順考して、政を為し給ふと。夫、学者は、道を知るもの、道を行うことは、其人にあり。但し、其

学に志すや、本を探りて隠れたるを顕し、紊れたるを釐めて、これを正しきに返し、用いて、以て、鴻業を賛輔し、然して、人心、世道の古に復して、治平の、弥久しきを希うもの道を学ぶもの志のみ。

このように学問によつて、天皇が治める本来のあるべき日本へと正すべきなのだということが説かれている。鷗外は「国学」の授業を受けることはなかったが、このような学則のもと、養老館で学んだのである。この学則を制定した岡熊臣は二年後、六十九歳で永眠した。その後、藩の「国学」の中心となったのは大國隆正（一七九二—一八七一）である。

松島弘氏によれば、大國隆正は津和野藩の書家・今井秀馨の長男として江戸藩邸に生まれ、「十五歳で平田篤胤の塾に入門」し「本格的に国学を学んだ」後、津和野に戻り「日本の神代の古事の考究に力を入れた」が、三十七歳の時に「大納戸武具役となり、翌年、同僚の不正を忠告したところ、反対に憎まれたため、亡命脱藩した」という。その後は江戸や京都・大阪で国学を講じ、「隆正の学問は本教本学とよばれ」「大いに名声が上がり弟子も増えた」というが「本教とは神代の古事を学ぶことであり、本教の主旨を学術的に研究する学問を本学」と呼ぶのだという。その結果、薩摩国小野藩や姫路藩等に招かれ、五十九歳の時に関白・鷹司政道に謁見し「古典を講じ皇国の復興を説いた」という。このようにして隆正の令名が高まり、茲監は版籍の復帰を決定し、「岡熊臣も自らの老衰と衰弱から隆正の藩校への着任を強くのぞんでいた」という。その結果、隆正が六十歳の時に「津和野と江戸藩邸に各々百日滞在して弟子の教育」を行い、それ以後、津和野藩の国学は「津和野本学」と称されるようになったのだという。¹⁸

このように岡熊臣や大國隆正によつて築かれた津和野本学は天皇を中心とした明治国家として具現化していく。松島弘氏は次のように述べている。¹⁹

隆正を養老館国学教師として迎え、国学が津和野本学と称され、教科の中心おかれたとき、藩の政策が尊王論に立ち、幕末から明治にかけて、日本歴史のリーダーとなる運命は定まったといえる。

明治に入り茲監や津和野の国学者は明治政府の中樞で力を発揮することになるが、そのことは後述する。

三、キリシタン弾圧

先行研究において、鷗外が津和野から受けたもう一つの影響として、「キリシタン弾圧」が挙げられる。山崎國紀氏は次のように述べている。⁽²⁰⁾

明治新政府は、その国家観にもとづいて、キリシタン禁制を徳川幕府と同様に取らざるを得なかった。慶応三年六月十三日に「浦上四番崩れ」と称されるキリシタン総捕縛が行われた。その六十八名は、浦上キリシタンの中心人物たちであった。翌年四月二十五日、大阪行在所で御前会議があり浦上キリシタンの扱いについて話し合われ、木戸孝允の意見が採択された。それは名古屋以西の十萬石の諸藩に、キリシタンを配分監禁し、「藩主に生殺与奪の権を与えて懇々教諭を加えさせる」という内容であった。亀井茲監は、「見込言上書草案」を作成し、そこに「耶穌宗門」は「神国之大害」と書いた。津和野藩学からすれば、当然の言である。そこで、キリシタンを配分される藩は、「十萬石」という基準があるにもかかわらず、四萬三千石でしかない津和野藩は、このキリシタンを受け入れざるを得なかった。

キリシタンの預かりは十萬石以上の藩が引き受けるものであり、四萬三千石の津和野藩は本来であればそのような立場になかったが、神道を強く信奉する茲監はこの改宗を進んで引き受けたという。沖本常吉によれば、津和野藩が明治政府から「改宗教導」を任されて預かったキリシタンは合計「百五十三名」であるとし、次のように述べている。⁽²¹⁾

祭政一致の復古神道に基いて国民道德を確立し、そこから説得・教導して改宗させようとする津和野藩は、あまりにもこれに自信を持ち過ぎて失敗する。この自信に焦れば焦るほど不改心者に加える迫害の鞭と拷問は強化され、遂に三十六名の殉教者を出してしまう。

津和野藩は預かったキリシタン百五十三名のうち、拷問等で結果として三十一名を殺した。そして山崎國紀氏によればこのキリシタンを改宗させようとした役人の一人、金森一峰は鷗外の縁戚であった。山崎氏は次のように述べて

いる。⁽²²⁾

異宗徒御用掛・金森一峰は、実は森鷗外にとつて深い縁戚に繋がる人であることが今回の調査で判明した。(略)
この金森一峰は、鷗外が最晩年まできわめて密接な縁戚関係が続けた米原綱善の実兄であった。(略)
この綱善は、鷗外の祖母於清の妹、於千代が嫁した津和野藩士米原台道の養子として金森家から縁組をしたものである。

米原家と森家は本来そうした縁戚関係にあつただけでなく、後年、明治四十五年三月には、鷗外が最も可愛がつた末弟潤三郎の妻に、米原綱善のたつた一人の娘静子(思都子)を迎えて、森家と米原家は一層緊密な縁戚関係になつていった。

そして、もう一つ重要なことは、林太郎・鷗外が幼少年期、当時藩の儒者であつたこの綱善に漢籍の素読の指導を受けていることである。学問上の師弟関係は当時最も尊重されたことからしても、この米原綱善と鷗外の関係は特別なものがあつたと言わねばならぬ。

このようにキリシタン改宗に当たつた金森一峰は、鷗外が『孟子』を教わつた米原綱善の兄であり、綱善は鷗外の祖母の妹が嫁いだ米原台道と養子縁組をしたのだという。

また、山崎國紀氏によれば、鷗外が『孟子』を習つた際に通つた綱善の家とキリシタンを問責した場が近距離であつたという。⁽²³⁾

一向に棄教しないことに業を煮やした役人たちは藩の評定所でキリシタンたちを問責することにした。その評定所が米原家と数十メートルも離れていない至近距離に在つたのである。これは重要なことであろう。

このように山崎氏は津和野藩内で行われているキリシタン改宗の雰囲気や鷗外が身近に感じていたであろうことを指摘している。そして最終的に三十一名の死者を出した津和野におけるキリシタン改宗問題は、藩史と共に鷗外の心にも深く跡を残したのではないかと次のように述べている。⁽²⁴⁾

これは、そのまま鷗外の精神史の問題でもあった。津和野藩出身という矜持とともに、このキリシタン問題は、鷗外の暗部で生き続けたものと思われる。あの膨大な『鷗外全集』の中に、一言もこの問題が書かれなかったことは、逆に、鷗外の心の創痕となっていたことを証しているとみてよからう。

このように鷗外が生涯、津和野におけるキリシタン改宗問題に一度も触れなかったことがむしろ傷跡を抱えていたことの証拠になるのではないかとしている。そしてその問題は鷗外作品における「為政者」への視線へと繋がっているのではないかと。大正四年（一九一五）十月発表の作品「最後の一句」の登場人物・いちの言葉「お上の事に間違いはございませんまいから」には「幼少年期に体験したキリシタン迫害史が、細く、長く繋っていたとみるべきではあるまいか」と述べている。⁽²⁵⁾

また山崎一穎氏も森家・米原家の関係に触れながらキリシタン改宗問題を次のように述べている。⁽²⁶⁾

鷗外の沈黙の外的状況は、この姻戚関係にあるにしても、作家としての内的欲求は、後年の歴史小説『最後の一句』のいちと娘が父親の身替りになるという行為に、キリシタンの殉教の精神を見ていると思われる。

以上のように山崎國紀氏も山崎一穎氏も鷗外が生涯語る事のなかった津和野キリシタン改宗問題は、作品「最後の一句」にその影響が表れているのではないかと述べている。そうであるとすれば、鷗外が津和野を離れたのが明治五年（一八七二）であり作品発表が大正四年（一九一五）であるため、四十三年という長い間、津和野を離れてもキリシタン改宗問題が鷗外の心には残り続けていたということになる。

四、鷗外研究における亀井茲監と「神仏分離令」

これまで述べてきた津和野キリシタン改宗問題について鈴木満氏は「凄絶なキリシタン弾圧はほんの一時魔が差し

たとしか思えない」と述べている。²⁷しかし津和野藩では藩主・亀井茲監のもとでもう一つ大きな宗教弾圧が行われた。それは仏教に対してである。

これまでの鷗外研究では茲監が明治政府の中で行った宗教政策について論じているが、それ以前の津和野藩で行った仏教政策についてはほとんど掘り下げられていない。キリシタン改宗問題が鷗外に重要な影響を与えたと考えるならば、仏教弾圧も影響があつたのではないかと考えられる。後で詳しく述べるがキリシタン弾圧について何も言わなかつた鷗外は仏教に関しては作品内で度々描いている。そのため、この問題の方がより重要ではないかと考えられる。先行研究では明治期における茲監の宗教政策が詳細に論じられているのでまずはそれを整理したい。山崎國紀氏は次のように述べている。²⁸

慶応四年（一八六八）一月、戊辰戦争が始まつたとき、藩主亀井茲監は、神祇事務局輔に任命され、四月には事務局副知事に昇任、明治新政府の宗教政策の最高責任者の一人になつている。

明治天皇即位に際し慶応四年（一八六八）は一月一日に遡つて明治と元号を改めたが、茲監はその年に神祇局副知事となり「宗教政策の責任者の一人」となつたという。具体的に茲監がどのように明治政府に入つていったのかというと、松島弘氏は次のように述べている。²⁹

新たに発足した神祇事務局において、茲監は、神祇事務局（督、輔、判事）の判事（三職の参与兼任）に就任、三月には昇任して神祇事務局輔・議定兼任、議定は親王、公卿、諸大名より選ばれた各局の長官、参与は次官）となつた。議定十三名のうち、伊達宗城、宇和島藩十万石以外、二十万石く七十二万石の中六藩の中で四万三千石の津和野藩主、亀井茲監の議定の任命は大抜擢であり、しかも新政府における担当する任務の重要性をうかがうことができる。

また、岩谷健三氏は「議定」に就いた茲監を次のように述べている。³⁰

当時の政府では最高が総裁でその下が議定なので、今日で言えば大臣格で僅か四万三千石の小藩が之に任ぜら

れたのは破格の恩典である。

このように松島氏と同様に茲監の待遇は破格であるという。翌月にはまた組織が再編された。そのことについて松島弘氏は次のように述べている。³⁴⁾

明治元年（一八六八）閏四月二十一日、明治新政府は、新しい政治組織法である「政体書」を定めた。新しい職制は太政官を分けて七官とし、その筆頭に神祇官が再興された。この日、茲監は知官事（二等官）に次ぐ神祇副知官事（一等官の皇族に次ぐ二等官）に勅任され、福羽美静も副知官事に次ぐ、神祇官判官事（勅任三等官）となった。

このようにして茲監は神祇副知官事となったが、その下の判官事には茲監のもとで津和野本学を学んだ福羽美静が就いた。また維新史料編纂事務局編『維新史』によれば当時の神祇知事官は鷹司輔熙であった。³⁵⁾ 大國隆正が当時の関白・鷹司政道に「皇国の復興を説いた」ことは先に触れたが、政道は輔熙の父である。

このような経緯の中で明治元年三月、明治新政府の基本政策である所謂「五箇条の誓文」が公布されるが、松島弘氏によればこれを「神祇事務局の所管事項として、茲監らが中心となって執行」したという。³⁶⁾ また、山崎國紀氏は次のように述べている。³⁷⁾

「御誓文」の発布に際し、茲監は、このとき神祇局判事になっていた福羽美静とともに、従来にない朝廷の祭祀の改革を考えていた。その結果、従来は神に対して、公家など代理人がかかわっていた祭祀を今回は、天皇が直接行う形にしたのである。つまり、天皇が、天神地祇を祭り、天地神明に誓うという形式である。この儀礼は『日本書紀』にある神武天皇の故事に対応させようとしたと思われる。これによつて、天皇が祭事の実行者であることと、政治的君主であること、つまり「神事」と「政治」の一体化であり、これが「祭政一致」である。政府側で、これを決めるのは総裁職顧問たる長州の木戸孝允であった。（略）木戸孝允は亀井茲監の意見を問題なく受け入れた。

さらに茲監は明治天皇「即位の大礼」の形式も改革したという。山崎國紀氏によればこの祭祀の最高責任者であった岩倉具視は、これまで「唐制」に準拠していた大礼儀式を改めるため茲監に「調査及び新儀式の創定を依頼した」という。その結果「唐制」のものは廃され、「すべて純粹な日本国家の文化に添うものに改革され」たという。⁽³⁵⁾

以上のように茲監は明治政府の中で力を発揮するが、山崎國紀氏は次のように述べている。⁽³⁶⁾

津和野藩主亀井茲監が、新政府の宗教政策を担う神祇局副知事に拔擢されたことは、名誉とともに「負」を負わされることにもなる。

「王政復古」の「大号令」で「神武創業ノ始ニ原ツキ」と嘯い、⁽³⁷⁾新政府の基本が決定された以上、「儒仏」と「神道」を集合させてはならない。神祇局が原案を粘り、新政府は「神仏分離令」を出した。慶応四年三月、「五箇条の御誓文」が發布され、まもなく廃仏毀釈運動が全国的に波及していくことになる、

しかし、この廃仏毀釈問題は、新国家の基本方針であり、亀井茲監個人だけの責任の問題ではあるまい。以上のように山崎國紀氏は、神祇局が原案を粘り發布された「神仏分離令」に伴う「廃仏毀釈運動」を茲監が関わった政策の「負」であると考え、「廃仏毀釈問題は、新国家の基本方針」で「亀井茲監個人だけの責任の問題ではあるまい」と茲監を擁護している。

五、津和野藩における政策

鷗外研究においては「神仏分離令」に伴う「廃仏毀釈運動」は茲監だけの責任では無いと論じられた。しかし西田長男氏は次のように述べている。⁽³⁷⁾

維新の神祇行政は、専ら津和野藩に於けるそれを模範としたものともいはれ、同藩に行われた社寺改正は中央

政府の方針となつて全国に行われるに至り、此に於いて神職の多年の希望は全面的に達せられることとなつた。このように、明治政府の神祇行政はそもそも「津和野藩に於けるそれを模範としたもの」であり、津和野藩における「社寺改正」が「中央政府の方針」となつたのだという。

亀井茲監の伝記によれば慶応三年（一八六七）六月十日に「社寺卸改正御趣意書」を諭達し、そこで「神仏の混同を禁じ」という。またそのことについて『日原町史』下巻では「この趣旨を領内の百姓末端まで徹底させるために、仮名文に近い「ざとし書」の布達をみた。これが廃仏毀釈と呼ばれるもので、分幣・勧請などによって増加した淫詞を廃止し、神仏混淆を禁じ」と記されている。この「ざとし書」は「社寺卸改正御趣意書」と共に茲監の伝記に収められているが、そこでは「神の道と、ほとけのみちとに、わかちあることを、よく／＼わきまへ」るようにといいることが記されている。⁽⁴⁰⁾

そしてこの翌年、加藤隆久氏によれば茲監は「明治元年閏四月十七日、津和野藩の寺院僧侶の規定及葬祭式に関する次のごとき五ヶ条を稟申し允許を得た」として、茲監の伝記からそれを引用している。⁽⁴¹⁾ その「五ヶ条」とは次の通りである。⁽⁴²⁾

- 一、微祿、或は無檀にて、難立行寺院は、本寺へ取結度事
- 一、無住の寺院は、堂舎取除、地所引払度事
- 一、帰俗の僧侶は、随意に還俗為致度事
- 一、僧侶還俗の上は、人材によりし、仕官をも為致度事
- 一、自国庶民に至る迄、志次第、葬祭式、仏法を相転じ、古典に基き、神道に為致、邪宗調之儀は、役方にて嚴重に為取糺度事

このように津和野藩内において茲監は寺院・僧侶へ圧力をかけているのだが、特に注目したいのが最後の仏葬を禁じた項である。ここでは仏教を明確に「邪宗」と表現している。前述した養老館学則では、天皇の治める本来の日本

に正すべきだと説かれていたことを考えれば、海外から入ってきた仏教はそれを妨げている「邪宗」であったのだと考えられる。

そして茲監が津和野で「神仏の混同を禁止」た翌年、明治政府は神祇事務局の原案をもとにした「神仏分離令」を発布するのである。その結果として、各地で廃仏毀釈運動が起こった。『津和野町史』では次のように記されている。⁴³

幕末から明治始めにかけて行つた、津和野藩の廃仏毀釈は、徹底的にこの神仏習合文化の遺物を、特に路傍信仰遺物を破戒した。その中から辛ううじて辿れるものは、地名以外にはもうないのである。

ここからは明治以前から、津和野では廃仏毀釈が起こったということがうかがえる。それは「さとし書」を通じて「領内の百姓末端まで徹底」して神仏混交の禁止が行き届いていたからではないかと考えられる。

そして津和野藩内で禁止された仏葬は明治政府の政策として行われることはなかったが、明治五年（一八七二）に神葬が許可され、神葬用墓地として現在の雑司ヶ谷霊園や青山霊園等が造られた。⁴⁴このような津和野の神仏分離や神葬祭によつて、「明治政府の神祇行政」が津和野藩を「模範」としたものだと言われたのではないかと考えられる。

六、鷗外作品との関連

前述したように、津和野におけるキリシタン改宗問題について鷗外は何も語らなかつたが、鷗外研究においてはその影響が作品「最後の一句」に表われていると考えられてきた。それでは茲監の仏教政策についてはどうだろうか。鷗外は明治四十三年（一九一〇）一月、『スバル』第二年第一号に作品「独身」を発表したのだが、そこで主人公を科学者で僧侶の友人がおり仏教書を読む人物であると、実際の鷗外とも重なる設定を用いている。鷗外はその主人公に、仏教を嫌う医者友人に対し「一体仏法なんぞを攻撃しはじめたのは誰だらう」と言わせている。これは何気な

い会話の中で発せられた言葉ではあるが、この台詞の前には次のような会話の様子が描かれている。科学者の主人公に対し仏教書を読むのはおかしいと友人が話し、それを僧侶の「寧国寺さん」が聞いている場面である。

「一体御主人の博聞強記は好いが、科学を遣つてゐる癖に仏法の本なんかを読むのは分らないて。仏法の本は坊様が読めば好いではないか。」

寧国寺さんは饅頭をゆつくり食べながら、顔には相変わらず微笑を湛へてゐる。

主人がかう云つた。「君がさう思ふのも無理はない。医書なんぞは、医者でないものが読むと、役には立たないで害になることもある。併し仏法の本は違ふよ。」

「どうか知らん。独身であるのさへ変なのに、お負けに三宝に帰依してゐると来るから、溜まらない。」

「また独身攻撃を遣り出すね。僕なんぞの考では、さう云ふ君だつてやつぱり三宝に帰依してゐるよ。」

「かう見えても、僕なんかは三宝とは何と何だか知らないのだ。」

「知らないでも帰依してゐる。」

「そんな堅白異同の弁を試みたつて行けない。」

「さうではないよ。君は科学科学と云つてゐるだらう。あれも法なのだ君達の仲間であらう。あれも法なのだ君達が崇拝してゐる大先生があるだらう。Authoriaetenだね。あれは皆仏なのだ。そして君達は皆僧なのだ。それからどうかすると先生を退治しやうとするねえ。Authoriaeten-Suemeretといふのだね。あれは仏を呵し祖を罵るだね。」

以上のように、鷗外は科学と仏教を同じものだという描き方をしている。また医書は医者以外が読めば害になることもあるが「仏法の本は違ふ」という。これは茲監が津和野藩校・養老館に「蘭医学」を取り入れたこと、また茲監が仏教を津和野から排除しようとしたことも重なつてくるのではないかと考えられる。そして「一体仏法なんぞを攻撃しはじめたのは誰だらう」と主人公に言わせている。明治期においてこの言葉は突き詰めれば「神仏分離令」に行き着くと考えられるが、前述のように「神仏分離」は鷗外がまだ津和野に居た頃に行われた津和野藩での政策をも

とにしている。鷗外が主人公に言わせた言葉の先には茲監がいたと考えられるのではないだろうか。

「独身」から二年後の明治四十五年（一九一三）一月に『中央公論』第二十七年第一号に発表された作品「かのやうに」で鷗外は主人公に「自分は神道の書物などを覗いて見たことはない。」と明確に言わせている。鷗外はこのように「独身」で仏教書を読む主人公を描き、「かのやうに」で神道の書物を読まないという主人公を描いたのである。それは茲監の教えに相反するものである。

鷗外は作品「独身」で科学者であり「三宝に帰依してゐる」主人公を描き、西洋の科学と東洋の仏教とを重ねて描いた。この作品から一年後の明治四十四年（一九一三）四月に『東京經濟雜誌』第六三卷第一五九一号に発表した随筆「鼎軒先生」で鷗外は次のように述べている。

私は日本の近世の学者を一本足の学者と二本足の学者とに分ける、

新しい日本は東洋の文化と西洋の文化とが落ち合つて渦を巻いてゐる国である、そこで東洋の文化に立脚してゐる学者もある、西洋の文化に立脚してゐる学者もある、どちらも一本足で立つてゐる、

一本足で立つてゐても、深く根を卸した大木のやうにその足に十分力が入つてゐて、推されても倒れないやうな人もある、さう云ふ人も、国学者や漢学者のやうな東洋学者であらうが西洋学者であらうが、有用の材であるには相違ない、

併しさう云ふ一本足の学者の意見は偏頗である、偏頗であるから、これを實際に施すとすると差支を生ずる、東洋学者に従へば、保守になり過ぎる、西洋学者に従へば、急激になる、現にある許多の学問上の葛藤や衝突は此二要素が争つてゐるのである、

そこで時代は別に二本足の学者を要求する、東西両洋の文化を、一本づゝの足で踏まへて立つてゐる学者を要求する、

真に穩健な議論はさう云ふ人を待つて始て立てられる、さう云ふ人は現代に必要な調和的要素である、

このように鷗外は明治において西洋と東洋の知識をバランス良く持つことが大切だと述べている。そう考えると「独身」で主人公が西洋の科学と東洋の仏教を重ねている意味が分かりやすいのではないかと考えられる。つまり鷗外は明治において東洋の知識として仏教が重要だと考えていたのではないかと考えられる。

鷗外は小倉に赴任した際の明治三十二年（一八九九）十一月に母に宛てた手紙で「この頃は梵語と露西亜語と仏蘭西語とを研究することゝいたし候」とロシア語やフランス語と共にサンスクリット語を学んでいることを書き記している。またその時に友人となった曹洞宗の僧侶・玉水俊堯から唯識論を学んだことが日記に記されている。そして帰京後の明治四十三年（一九一〇）に『唯識三十頌』を引用した戯曲「生田川」を発表した。その他にも明治三十七年（一九〇四）に日蓮を描いた戯曲「日蓮聖人辻説法」を発表している。

このように鷗外作品からは鷗外が仏教を重視していたということが考えられるが、重要なことは津和野藩において、また明治期において茲監が仏教を排除し、茲監に仕えた森家もそれに従い、仏教が排除された中で鷗外が幼少年期を過ごしたということである。そうであるにもかかわらず鷗外は仏教を自らの手で掴みにいったのである。そのことが一層、鷗外が仏教を重視したということを物語っている。

註

- (1) 『鷗外全集』三八卷所収の「年譜」と苦木虎雄『鷗外研究年表』（平成一八年△二〇〇六△六月、鷗出版）を参照した。
- (2) 小堀桂一郎『森鷗外——日本はまだ普請中だ——』（平成二五年△二〇一三△一月、ミネルヴァ書房）三頁。
- (3) 山崎國紀『森鷗外——基層的論究』（平成元年△一九八九△三月、八木書店）一〜二頁。
- (4) 山崎一穎『森鷗外論攷』（平成一八年△二〇〇六△一二月、おうふう）八七頁。

- (5) 註(4)同書、九六頁。
- (6) 小金井喜美子『森鷗外の系族』(昭和一八年へ一九四三)二月、大岡山書店) 引用は『森鷗外の系族』(平成一三年へ二〇〇一)四月、岩波書店)三七頁による。
- (7) 松島弘『藩校養老館』(津和野ものがたり八巻) (平成六年へ一九九四)六月、津和野歴史シリーズ刊行会) 一二三〜一二四頁。
- (8) 註(7)同書、一三七頁。
- (9) 註(4)同書、九六頁。
- (10) 鈴木満「鷗外の受けた教育」(講座森鷗外『鷗外の人と周辺』(平成九年(一九九七)五月、新曜社)所収)一〇五頁。
- (11) 緒方収二郎「東京医学校寄宿寮時代」(青木袈裟美編『男爵小池正直伝』(昭和一五年(一九四〇)八月、陸軍軍医団)所収。一〇五六頁。)
- (12) 註(6)と同じ、四〇頁。
- (13) 山崎國紀『評伝森鷗外』(平成一九年(二〇〇七)七月、大修館書店)三五〜三六頁。
- (14) 加藤隆久『神道津和野教学の研究』(昭和六〇年(一九八五)七月、国書刊行会)二七頁。
- (15) 註(14)同書、三八頁。
- (16) 註(14)同書、五〇頁。
- (17) 松島弘『藩校養老館』(津和野ものがたり八巻) (平成六年(一九九四)六月、津和野歴史シリーズ刊行会) 三〇〜三一頁。
- (18) 註(7)同書、四三〜四六頁。
- (19) 註(7)同書、五五頁。
- (20) 註(13)同書、三一頁。

- (21) 沖本常吉『乙女峠とキリシタン』〈津和野ものがたり7巻〉(昭和四六年〈一九七二〉七月、津和野歴史シリーズ刊行会) 四〜五頁。
- (22) 註(3) 同書、二五頁。
- (23) 註(3) 同書、三〇〜三一頁。
- (24) 註(13) 同書、三二〜三三頁。
- (25) 註(13) 同書、三三頁。
- (26) 註(4) 同書、九七〜九八頁。
- (27) 註(10) 同書、九八頁。
- (28) 註(13) 同書、一九頁。
- (29) 松島弘『亀井茲監』〈津和野ものがたり10巻〉(平成二二年〈二〇〇〇〉六月、津和野歴史シリーズ刊行会) 一三七頁。
- (30) 岩谷健三『津和野の誇る人々』〈津和野ものがたり2巻〉(昭和四四年〈一九六九〉八月、津和野歴史シリーズ刊行会) 九頁。
- (31) 註(29) 同書、一三八〜一三九頁。
- (32) 維新史料編纂事務局編『維新史』五卷(昭和一六年〈一八八三〉一二月、明治書院) 四七三頁。
- (33) 註(29) 同書、一四一頁。
- (34) 註(13) 同書、三〇頁。
- (35) 註(13) 同書、三〇頁。
- (36) 註(13) 同書、三一頁。
- (37) 西田長男『日本宗教思想史の研究』(昭和三二年〈一九五六〉九月、理想社) 六一五頁。この資料以下、津和野藩の宗教政策に関する資料は加藤隆久『神道津和野教学の研究』(昭和六〇年〈一九八五〉七月、国書刊行会)

を参考にしたところが大きい。

- (38) 加部巖夫編『於杼呂我中 亀井勤齋伝』(明治三八年へ一九〇五)三月、中山和助) 四六二頁。
- (39) 沖本常吉編『日原町史』下巻(昭和三九年へ一九六四)四月、日原町教育委員会) 一〇七一頁。
- (40) 註(38)同書、四七五頁。
- (41) 註(40)同書、一八七頁。
- (42) 加部巖夫編『於杼呂我中 亀井勤齋伝』(明治三八年へ一九〇五)三月、中山和助)では明らかな誤字があるため、引用は『新編明治維新神仏分離史料』第九巻(昭和五九年へ一九八四)一月、名著出版)二六二頁によった。
- (43) 『津和野町史』一巻(昭和四五年へ一九七〇)八月、津和野町史刊行会) 六二八頁。
- (44) 明治の葬式と鷗外の作品との関係については拙稿「森鷗外と明治の葬式——「ル・パルナス・アンビュラン」を中心に——」(『解釈』六三巻一・二月号、平成二九年へ二〇一七)二月)で論じた。

※鷗外の著作の引用に関しては、小説作品は『鷗外近代小説集』全六巻(平成二四年へ二〇一二)一〇月から平成二五年へ二〇一三)三月、岩波書店)、それ以外は『鷗外全集』(第二版)全三八巻(昭和六一年へ一九八六)一二月から平成二年へ一九九〇)一月、岩波書店)を使用した。

※引用部分における傍点および振り仮名は省略し、旧字体は新字体に直したものもある。また傍線は全て引用者による。